



事 務 連 絡
平成30年3月14日

関係都道府県トラック協会
重量部会 担当者 様

(公社)全日本トラック協会
輸送事業部長 礎 司郎

特殊車両通行許可に係る重複申請の防止について（協力要請）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省道路局道路交通管理課より、別添のとおり協力要請がありました。

道路の構造を保全し、交通の危険を防止するための、特殊車両通行許可制度において、同一内容の申請を同時に複数の申請先に提出する申請（重複申請）の件数が増加し、審査期間を長期化させる要因の一つとなっているとのことです。

つきましては、特殊車両通行許可制度の効率的な運用を図る観点から、貴部会傘下の部会員やその代理人（行政書士等）が、重複申請を行わないよう周知徹底いただきたいと存じます。

具体的には、貴協会会報紙等への別添協力要請文の掲載、会議等における配布や貴協会の開催する特殊車両通行許可制度に関する研修会等における配布等が考えられるかと思えます。

業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具



別 添

事 務 連 絡

平成30年3月14日

公益社団法人全日本トラック協会

輸送事業部長 礎 司郎 殿

国土交通省道路局道路交通管理課

企画専門官 中川 敏正

特殊車両通行許可に係る重複申請の防止について（協力要請）

平素は、国土交通省の道路行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省におきましては、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、特殊車両通行許可制度を運用しているところですが、近年、車両の大型化の進展等による申請件数の増加に伴い、審査が長期化しているところです。

一方、特殊車両通行許可申請の中には、同一内容の申請が同時に複数の申請先に提出される場合（重複申請）が一定程度含まれていることが確認されており、審査を長期化する一つの要因となっています。

つきましては、特殊車両通行許可制度の効率的な運用を図る観点から、運送事業者の皆様（及びその代理人の方）が重複申請をしないよう、貴協会の傘下会員に対してその旨周知徹底をお願い申し上げます。